

日建連発第 108 号
平成24年6月21日

会員会社 社長 殿

社団法人 日本建設業連合会
会 長 野 村 哲 也

適正な受注活動の徹底について

建設業の健全で持続的な発展のためには、公正かつ透明な競争ができる市場環境の整備を図ることが不可欠であり、これまでも入札・契約方式の更なる改善を官民の発注者に要請しておりますが、それ以前にまず私ども受注者が適正な受注活動に徹しなければならないのは当然のことです。

公共、民間を問わず過度な安値受注、いわゆるダンピング受注は、工事品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、環境対策の不徹底等を生起させるとともに、死亡災害などの重大な事故を招くことを懸念させるばかりか、品確法の理念に反し、独占禁止法で禁止されている不当廉売に該当する恐れもある行為であります。さらに、公共工事の積算や民間工事の相場感を低下させ、負のスパイラルを招き、建設業全体を疲弊させることにも繋がるものであり、厳に慎むべきものと言わざるを得ません。

各会員におかれては、平素より、適正な見積もりに基づく合理的かつ公正な受注活動を展開しておられるものと存じますが、業界中枢を担う企業集団の一員として「日建連等企業行動規範」に基づき、今後とも、適正な受注活動に徹するよう、十分ご配慮頂きたくお願いする次第であります。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないことも、念のため申し添えさせていただきます。